

建設リサイクル法第9条第1項に定める工事における留意事項

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を書面に記載し、発注者との間で取り交わす必要があることから、設計図書等を参考に積算したうえで入札すること。また、分別解体等の方法等について、落札者は契約締結日までに発注者（監督員）と協議を行うこととする。

なお、落札者は契約締結の際、契約書に「6 特記事項」を以下のとおり加えること。

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 工事の番号・名称 | 略 |
| 2 | 工事の場所 | 〃 |
| 3 | 工事の期 | 〃 |
| 4 | 工事請負代金の額 | 〃 |
| 5 | 契約保証金 | 〃 |
| 6 | 特記事項 | 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。 |

※ 特約条項ではないので注意すること。

(参考)

1 3条書面の記載事項について

1 分別解体等の方法

- (1) 分別解体等の方法は請負者が予定している工法でよいこと。
- (2) 分別解体等の方法について、発注者から特に指定がある場合は、設計図書等により明示すること。

2 解体工事に要する費用

- (1) 記載する金額は、請負者の見積金額（直接工事費）とすること。
- (2) 「解体工事に要する費用」とは、分別解体から運搬車への積込みに要する費用までとし、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないこと。

また、工事現場内における仮置き等に伴う荷卸し・積込み費用は含まないこと。

- (3) 解体工事に要する費用については、発注者による積算額と請負者による実施額が必ずしも一致しない。

確認書に記載する目的は、請負者が確実かつ適正に分別解体費用を見込んで対応しているかを確認するためであり、積算費用と実施費用の差額について問うものではないこと。（契約は総価契約で成立している。）

- (4) 発注者が請負者の実施する施工方法について適切であると判断した場合は、発注者が明示した施工方法と請負者の実施する施工方法に相違があっても変更の必要はない。ただし、現場条件の変更等、請負者の責によるものでない事項については、変更対象とすること。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

- (1) 受入先は、請負者が予定している施設について記載すること。発注者から特に指定がある場合、設計図書等に明示すること。
- (2) 特定建設資材廃棄物の種類により受入先が複数となる場合は、それぞれ記載すること。

4 再資源化等に要する費用

- (1) 記載する金額は、請負者の見積金額（直接工事費）とすること。
- (2) 「再資源化等に要する費用」とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とすること。

また、工事現場内における仮置き等に伴う荷卸し・積込み費用は含まないこと。

- (3) 再資源化等に要する費用については、発注者の指定による施設と異なる施設を利用した場合、また同一の施設であっても処分単価の相違等により、必ずしも一致しない。確認書に記載する目的は、請負者が確実かつ適正に処理費用を見込んで対応しているかを確認するためであり、積算費用と実施費用の差額について問うものではないこと。（契約は総価契約で成立している。）

- (4) 発注者が請負者の利用する処理施設について適切であると判断した場合は、発注者が明示した処理施設と請負者の利用する処理施設に相違があっても変更の必要はない。ただし、現場条件変更等、請負者の責によるものでない事項については、変更対象とすること。